

菊川市 I C T 関連企業及びスタートアップ企業等 サテライトオフィス設置事業費補助金 申請の手引

<制度概要>

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、職場以外の場所でのテレワークや地方へのサテライトオフィスの設置等、新たな働き方への関心が高まりました。

菊川市としては市内の産業構造の多様化とスタートアップ企業等の参入を促進し、産業の活性化を図るため、I C T 関連企業及びスタートアップ企業等が市内において新たにサテライトオフィスを設置するための経費等の一部を補助します。

■主な対象者要件（要件の全てを満たすこと）

- 1 市内において新たにサテライトオフィスを開設する市外企業等であること。
- 2 補助金申請後サテライトオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること。
- 3 I C T 関連企業（日本標準産業分類の大分類に掲げる情報通信業）又は菊川市ビジネスコンテスト参加者うち1次審査通過者で、コンテスト参加年度を含み申請初年度の日時点で3年度以内のもの。
- 4 開設したサテライトオフィスにおいて従業員が1人以上就労していること。
- 5 市税等の滞納がないこと。
- 6 菊川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団等の関与がないこと 等

※その他の要件については、「菊川市 I C T 関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助金交付要綱」をご覧ください。

■対象となる経費、補助金の額、対象期間等

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助対象期間
施設改修事業	サテライトオフィス開設に必要な改修及び改築並びに附帯設備の設置に要する経費（土地、建物等の取得費を除く。）	2分の1以内。ただし、100万円を限度とする。	申請年度の3月20日までに工事及び支払いが完了するものとする。
施設賃借事業	空き店舗等を賃借して事業を営む場合の賃借料（敷金、礼金及び共益費を除く。）	2分の1以内。ただし、月額6万円を限度とする。	交付決定のあった日の翌月支払分から最長12か月を対象とする。

注意：補助金の交付対象となる施設は、1回の申請につき1事業者当たり1か所とします。

■ 交付の条件

- 1 補助対象となる事業は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の前年度3月15日以降に契約したものであること。
- 2 施設改修事業については申請年度の3月20日までに工事及び支払いが完了すること。
- 3 施設賃借事業については交付決定後の初回の支払日の属する月から最長12か月であること。さらに、その履行が2ヶ年度にわたる場合は、毎年度申請を行うこと。

注意:ただし、令和6年度中の申請に関しては令和6年4月1日以降に契約したものとします。

■ 申請書類

「菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助金交付要綱」で規定する申請書類を提出すること。

申請書類は市ホームページからダウンロードをお願いします。

1 施設改修事業

＜賃貸物件を利用しサテライトオフィスを開設する場合＞

サテライトオフィスとして使用する建物又は屋内スペースに係る賃貸借契約後に菊川市サテライトオフィス設置等事業費補助金交付要綱第5条に規定する書類を提出すること。

＜物件を取得し、サテライトオフィスを開設する場合＞

物件取得後に菊川市サテライトオフィス設置等事業費補助金交付要綱第5条に規定する書類を提出すること。

2 施設賃借事業

菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置等事業費補助金交付要綱第5条に規定する書類を提出すること。次年度以降の申請については、その属する年度の4月10日までに必要書類を提出すること。

注意：必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

■ 申請期限について

各年度、受付開始日から3月15日までのうち、予算の範囲内で先着順とする。

■ 採択に係る審査について

申請書類の審査の結果、本補助金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本補助金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

本補助金の支給が適切に行われるよう、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて申請書類の確認を行うため、支給までに時間を要する場合があります。

■その他

- 1 本補助金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消し、申請者は、速やかに補助金を返金することとなります。
- 2 本補助金制度の円滑・適正な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

<問合せ先> 菊川市役所 建設経済部 産業支援センター

(電 話) 0 5 3 7 - 3 5 - 0 9 3 0

(E-mail) sangyou@city.kikugawa.shizuoka.jp